

第6回神崎中学校区適正配置地域協議会 会議要旨

日時：平成27年3月18日（水）19：00～20：30

場所：こうざき小学校1階ホール

○出席者 28名（内代理出席 5名）、欠席者 1名

1. 開会のことば

2. 会長あいさつ

3. 議 事

(1) 統合に伴う通学支援について

- ・資料（通学支援に関する教育委員会の基本方針について〔概要〕及び木佐上小学校の通学支援方法について〔予定〕）をもとに説明。

<主な質疑応答>

【専門委員】 大分市教育委員会の基本的な考え方について、対象校区は、統合により通学距離の片道が4km以上となる校区と考えている。校区全体で一部でも4km以上となる所があれば、全体を対象校区とするという意味である。

2点目、対象児童は、統合後の通学距離が統合前より遠距離となる児童等ということと考えている。

3点目、通学支援方法については定期運行のバス等定期旅客運賃額の支給または、自家用車利用に伴う燃料費補助さらに、教育委員会によるスクールタクシー等の運行、これらの3点については保護者が支援方法を選択するという形となる。

4点目、通学支援期間は、統合年度から12年間、これについては、今の未就学児、0歳児が卒業するまでの間という事で考えている。

木佐上小学校の通学支援方法について、運行年度については、平成27年度から平成38年度までの12年間、通学支援の方法については、スクールタクシーの運行という形で、新一年生を含む各保護者の意向調査に基づく。

対象児童数は、既にこうざき小に学区外通学している児童も対象とし、合計20名を対象としている。

運行の概要としては、登校便は、始発地点から停留所を経由する等、こうざき小学校までの間を運行する。朝は1便。下校便は、原則、低学年用と高学年用の2便制とする。また、学校行事や非常時においては、学校・各タクシー会社・保護者と連携し、その都度、運行時間を変更する事ができるものと考えている。

タクシー会社については、今、教育委員会と大分市タクシー協会で台数等の協議を行っている。

【委 員】 通学支援期間を12年間とするということだが、以降はどうなるのか。

【事務局】 以降については、大志生木小学校区の場合は通学距離が4kmを超えるので遠距離通学の補助制度の中で対応できる。内容は統廃合に伴う補助の内容と同様の内容となるので、通学タクシーというのとはなくなるが、バスを利用する場合は、バス運

賃を、自家用車を利用する場合はガソリン代相当額を補助するので、遠距離通学の制度で補助を継続していけると考えている。

木佐上小学校区の場合は、通学距離が4kmを超えないので、こうぎき小学校区の方々と同様の対応となる。

【委員】 夏休みにあるステップアップ事業やプールに行く場合、スクールタクシーを利用できるのか。

【専門委員】 スクールタクシーの運行は、学校行事であれば対応する。夏休み期間中であっても、学校行事であれば対応する。

(2) 平成27年度の取り組みについて

①地域協議会について

- ・資料をもとに木佐上地区の委員について、地域協議会委員の任期、大志生木校区との協議、平成28年度からの統合後の学校のあり方に関する協議について説明。

<主な質疑応答>

【委員】 28年度からの統合後の学校のあり方に関する協議についてだが、3校が統合した時が、新たな組織のスタートという事でよいか。学校名を変えたいだとか校歌を変えるとか、学校が良くなる方向について考えていく事のスタートラインと考えてよいか。

【事務局】 28年からスタートとなる。27年度の中で協議をして決めていくのはなかなか難しいと思う。その協議が、28年度の1年間で終わるのか、2年かかるかもしれないが、いろんな要望については27年度中に意見をまとめてもらい、地域協議会の報告書として提出いただく。

【会長】 統合となった学校を今後どうしていくか、時間がもっとあれば統合の前提でいろいろ議論をして統合となるが、今回は児童数が減少してきたりとかいろんな問題があつて統合の方が先に進んでいる。統合ができた後、あるべき姿を協議していく、それは地域協議会とは別の組織でというのを、もう少しわかりやすく説明願いたい。

【事務局】 今後の学校を考えた時にどんな組織がいいのか考える必要がある。碩田中学校区は、新しい学校が開校するので開校準備委員会をつくってやっていく。保護者の方が中心になりながらやっていく事になる。

どういうメンバーで、という事については報告書をもって28年度にスタートする前に、人選についても話しながら28年度からの協議内容を考えていければと思う。

【会長】 聞くところによると、去年生まれた子どもが旧佐賀関町全体で16～19名ということである。だから6年後の小学校1年生は旧佐賀関町全体でそういう数になる。私が前からずっと言っているように統合はいいと、だけど生きのびていけるのかと、どういう学校をつくれれば生きのびていけるかという、次のことを考えてやっていかないとだめだという事を思っただけで、統合ができて、いっしょになった後どういう状況の中でどういう学校を目指していくかという事

が、非常に大事になってくる。

その組織をきちっとつakって、構成メンバーを決めて、この地域協議会が次にバトタッチするということで進めていく。

<確認事項等>

- ・木佐上地区の委員については、今後も地区代表として地域協議会で協議をしていただくこと。
- ・地域協議会委員の任期については、規約の第3条第3項を別紙の改正案のとおり、「委員及び専門委員の任期は、発足の日から神崎中学校区適正配置に係る個別の実施計画が策定される日までの間とする。」に改正するということ。
- ・大志生木校区との協議については、大志生木小学校区の統合の時期を報告書に盛り込むこと、閉校に係る協議は、大志生木小学校区で実行委員会を組織していただき教育委員会と協議すること、また、統合に係る通学支援については大志生木小学校の保護者と個別に協議を行うこと。
- ・平成28年度からの統合後の学校のあり方に関する協議については、地域協議会とは別の、新たな組織で協議を行うこと。

②協議スケジュール（案）について

- ・目指すべき方向性について、地域協議会としての要望、協議の取りまとめ、報告書（案）についてなど、今後の協議スケジュール（案）について、資料をもとに事務局より説明する。

<主な質疑応答>

【委員】 5月にある地域協議会のときに、小中一貫教育と小規模特認校のことについて話して、ここで決めるのか。

【事務局】 ここで決めるとかではなくて、基本的にどういう形でいくかという事になる。

仮に小規模特認校を導入するという意向があれば報告書に書き込み教育委員会はこの方向性で検討することになる。報告書に基づいて小規模特認校制度を導入する方向で実施計画をつくっていく。いつから導入になるかということについては28年度からの協議のなかで決めていくことになる。

同じように、小中一貫教育については現在やっている連携型でいくのか、併設型でいくのか、その事についての意見を伺い、第7回だけでは難しいということであれば第8回でも協議していくことになると思う。仮に併設型に移行していこうとなったときには、いつからするのかは28年度からの協議で決める。

【会長】 教育委員会があらかじめこうするという事で提案している訳ではない。今後この地域協議会の中でやっていくという事である。3校が一緒になる、将来を決めていく非常に大事な会がひかえているから、じっくりいろんな意見を聞きながら方向を示していけばいいと、そう思う。だから、第7回で協議するが、第8回になる可能性もあるし、第7回の前に事前にいろんな意見を聞く会を設ける、それはみんなで決めていけばいいと思う。

【委員】 確認だが、方向性をある程度決めて、最終的に報告書を提出する。28年度統合が終わったあと、新しい組織で新しい学校づくりについて検討を行なうとなった場合に、その方向性については変えられないという事か。

【事務局】 実施計画は教育委員会が地域協議会からの報告書をもとにつくっていく。そこでまた方向性が大きく変わるという事になると、この地域協議会自体の意味がなくなる。

仮に小規模特認校制度について、児童生徒数とか考えた時に、導入するほうがよいのではないか、導入という意向があれば、導入という方向の実施計画を考えていく。小規模特認校制度について、実際にどういう形で小規模特認校を実施するかや、地域のいろんな特色をどう活かしていくのか、魅力ある地域であったり、どんな学校にしていくかについては、28年から考えていくことになる。そして、いろんな事の導入の協議が、1年で終われば29年度から導入になるかもしれないし、難しいということであれば、28年、29年に話して30年から導入ということになるかもしれない。そういう事で方向性は継続していくという事になる。

<確認事項等>

- ・統合の時期や方法、統合に伴う通学の支援などについて協議し、27年10月の協議会で報告書を取りまとめること。

(3) その他

委員の交代及び第7回地域協議会の開催について、事務局より説明した。

<確認事項等>

- ・27年度の各校区の委員名簿を取りまとめて事務局まで提出すること。
- ・第7回地域協議会を5月12日（火）の19時から、こうぎき小学校1階ホールで行うこと。

4. 閉会のことば